報 告 事 項 第 3 号 令和 3 年第 5 回定例会 3.5.11 庶務課

## 緊急事態宣言延長に伴う区立小・中学校等の対応について

## 感染症対策を徹底しながら、教育活動を行う。

施設	開設状況	備考
区立小・中学校・幼稚園	実施	【授業】  感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。 【給食・弁当】  手洗いや換気、マスクの着用、対面や会話を控えた喫食等を徹底する。 【校内・校外行事】  延期または休止。 ※ 感染症状況を見ながら、教育委員会と実施可否を協議する。 ※ 5月実施予定の宿泊行事は6月以降に延期する。 【としま土曜授業】 学校公開は休止。 【部活動】  休止。 ただし、大会前の部活動に限り、感染対策を講じた上で、限定した人数による活動を実施する。
幼稚園の預かり保育	実施	
子どもスキップ(学童クラブ)	実施	
子どもスキップ( 一般利用)	休止	
放課後子ども教室	休止	
校庭開放(児童の遊び場開放)	実施	
学校開放(団体開放)	休止	
教育センター	実施	